8　認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

電気通信事業法第百十六条の二第二項	三　前二号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。	三　国立研究開発法人情報通信研究機構の委託を受けて、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第一項第三号イ又はロに定める者に対し、同号の通知を行うこと。 四　前三号に掲げるもののほか、送信型対電気通信設備サイバー攻撃に対処する電気通信事業者を支援すること。
不正アクセス行為の禁止等に関する法律第二条第四項第一号	及び当該 を除く	、当該 及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第六項第一号に規定する認可特定アクセス行為等実施計画に基づき同条第一項第一号に掲げる業務に従事する者がする同条第七項第一号に規定する特定アクセス行為を除く

9　認可特定アクセス行為等実施計画に基づき機構の業務が行われる場合には、電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた電気通信事業者は、当該認可を受けた技術的条件において、アクセス制御機能（特定電子計算機である電気通信設備が有するものに限る。）に係る識別符号について、第七項第一号の総務省令で定める基準に相当する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。

第十九条中「、第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十一条を削る。

第二十二条第一項第一号中「（第十四条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に係る財務及び会計に関する事項については、総務大臣及び財務大臣に」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第四章中同条を第二十条とし、第二十三条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）

第二十二条　総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

一　第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二　第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

（審議会等への諮問）

第二十三条　総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一　第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃

二　第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可

第二十四条中「第十二条」を「第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十五条を削る。

第二十六条第二号中「又は総務大臣及び財務大臣」を削り、同条第三号中「第十五条の三第四項」を「第十五条の二第四項」に改め、同条を第二十五条とする。

附則第八条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「前各項」を「前項」に改め、「、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十六条第二号中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第八条第五項に規定する業務」と」を削り、「第二十二条第一項第七号及び第二十六条第一号」を「第二十条第一項第六号及び第二十五条第一号」に、「並びに附則第八条第一項、第二項及び第五項」を「及び附則第八条第一項」に改め、「、第十八条第一項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と」及び「、第二十二条第一項第一号及び第六号中「含む。）」とあるのは「含む。）及び附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）」と、第二十三条中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第八条第二項に規定する業務」と」を削り、同項を同条第二項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第九条から第十一条までを削る。

附則第十二条第一項中「及び附則第十四条第三項」を「及び附則第十一条第三項」に、「附則第十四条第一項」を「附則第十一条第一項」に、「附則第十五条」を「附則第十二条」に改め、同項第一号中「附則第十四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改め、同条を附則第九条とし、附則第十三条を附則第十条とし、附則第十四条を附則第十一条とする。

附則第十五条中「附則第十二条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十六条を附則第十三条とする。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止）

第二条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「新機構法」という。）第十四条第一項第七号ロに規定する業務に係る部分に限る。）を変更しようとするとき、又は独立行政法人通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（同号ロに規定する業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴くことができる。